

平成31年第3回農業委員会総会議事録

平成31年3月12日（火）第3回総会を市役所南庁舎3階3Aに招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏	
	2番	清原 保		4番	三上 雄二	
	5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
			9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番		藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番		奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番		仲田 清志				

推進委員9人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
		8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員3人 3番 大原 砂利 8番 神山 順一 推7番 後藤 保夫

議事	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第15号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第16号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	藤井 和昭
	主査	西川 康裕

(開会時刻 午前9時30分)

藤井次長	皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第3回総会を開催致します。 本日の出席は25名です。欠席は3番大原委員、8番神山委員、推進委員7番後藤委員です。では最初に逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。 (中略) よろしくお願い致します。
藤井次長	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は4番三上委員をお願いします。
三上委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井次長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、10番久保木委員、11番藤本委員にお願い致します。 続いて日程2「議事」に入ります。 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	3条申請が今回6件あります。まず1番ですが確認を2月26日に行っています。場所は坂本、現況地目は田、2筆です。移動の理由は売買による所有権移転です。作物は水稻、作業従事者は2名です。価格は記載の通りです。農地法第3条第2項の状況ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが信託ではないので該当しません。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、近隣の農業者の情報で売買するものであり本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支

	<p>障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、近隣の農業者への売買のため、地域調和も支障ないと思われることなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>3月9日に泉推進委員と調査しました。場所は坂本●●地内の水田です。問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第13号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり認定と致します。続きまして議案第13号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、2月25日に確認を行っております。場所は千屋井原、現況地目は畑、9筆です。移動理由は贈与による所有権移転です。作物は野菜。作業従事者は1名。第5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作が出来ないため、地元親戚の農業者へ贈与するものであり本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当しません。第1号から第4号・第6号についても該当ありません。以上この所有権移転については、申請書類は全て揃っており取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力等も問題なく、面積要件も満たしていること、また地元親戚の農業者へ贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

小田委員	<p>3月7日に山本委員と現地を確認しました。●●●と●●●—1、●●●●は現状田んぼでした。場所は昔の●●●スキー場●●●地区に昔あったのですが、その駐車場近辺が譲受人の家でして、全て耕作されています。問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第13号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、2番は申請どおり決定と致します。続いて議案第13号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番です。確認を2月26日に行っています。場所は大佐小阪部、畑です。移動の理由は売買による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は1名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の0.1aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、空き家とあわせてそれに付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、空き家に付随した農地の売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>この件は以前申請が出ていまして空き家対策の事業です。場所は大佐●●●というスーパーがありますが、ちょうどその玄関の斜め前になります。確認を3月10日に行っています。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問</p>

	<p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第13号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、3番は申請の通り決定と致します。続きまして議案第13号4番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>4番です。確認を2月25日に行っています。場所は哲多町成松、田畑11筆です。移動の理由は贈与による所有権移転です。作物は水稻、野菜、作業従事者は2名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、父から子への家族間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
川上委員	<p>3月10日に奥山、鈴江委員と確認しております。場所は●●総合センターから北へ約1kmの所にあります。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第13号4番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請の通り決定と致します。続きまして議案第13号5番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5番です。確認を2月26日に行っています。場所は哲西町矢田、現況地目は田畑3筆です。移動の理由は売買による所有権移転です。作物は水稲、野菜、作業従事者は1名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の0.1aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、空き家とあわせてそれに付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、空き家に付随した農地の売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
三上委員	確認日は3月4日、谷川内、奥津委員と3名で現地確認しました。場所は国道182号線から東へ旧道があるのですがそれに入ります。支局の手前になります。そこを少し戻るようになりますが、●●八幡神社があります。その近くの旧道の国道沿いの場所が●●●—1です。●●●と●●●—1はそこから少し山寄せに入った所ですが、どちらも田も畑も農地の形状を成していました。空き家対策で来られるようです。問題ないと判断しました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
仲田委員	譲渡人、譲受人ともに横浜市の方ですが、譲渡人の方が最初を買っていてやっぱり来られないということで転売したようになっているのですがこれは問題ないですか。
三上委員	譲渡人は元々哲西町矢田におりまして、その方が亡くなられてそのお孫さんにあたる方だと思います。おじいさんの名義のものを何ヶ月か前の総会でも出ましたが、離れているところに水田があったので別の方が買われて許可をもらっていましたが少し残っていました。譲受人の家のすぐ裏に

	<p>●●●—1、少し離れた所の畑が残っていました。全くゆかりのない方ではないです。譲渡人の方は元は矢田の方です。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にごございませんので議案第13号5番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。続いて議案第13号6番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>6番です。確認を2月26日に行っています。場所は哲西町上神代、現況地目は田4筆です。移動の理由は売買による所有権移転です。作物は水稲、作業従事者は1名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作できないため地元の農業者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、地元の農業者への売買のため、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>3月4日に谷川内、奥津委員、私の3名で確認しました。場所は国道●●●号線沿いでして、●●●地区なので先程の●●●地区よりは新見よりですが、●●●の特産市場があります。栗の市場もありますが、そこから100m程行ったちょうど国道沿いの左手に3筆、その奥に農道がありましてその斜め南東に4枚あります。●●●●だけは国道沿いではなく、区画された非常に良い状態の水田です。譲受人の方は若い方ですが意欲的にされています。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問</p>

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第13号6番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。続きまして議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>5条の申請が4件ありました。1番ですが確認を2月26日に行っています。場所は唐松、現況地目は畑、転用目的は一般住宅、契約の種類は贈与による所有権移転、工事期間は平成31年4月1日から平成31年10月31日です。建ぺい率は23.29パーセントです。この申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの条件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。現在譲受人は妻の実家に同居していますが、家族が増え手狭となったため譲受人の実家に近い母親が所有している当該地にマイホームを新築するというもので申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり周辺の農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>3月5日に逸見会長、三輪推進委員、私の3人で確認をしています。場所は唐松の一番上のダムへ上がるところへ●●橋があります。その手前約100mを右へ入った唐松の一番奥の集落になります。先程も説明があったように、実家の家の道路を隔てた前側に家をするということで確認をしています。以上です。</p>
小川局長	<p>先程資金計画を申し上げてなかったのでお伝えします。土地造成費、建築費は記載の通りで全て借入金です。</p>
会 長	<p>これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第14号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め1番を許可妥当と致します。続いて議案第14号2番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番ですが確認を2月26日に行いました。場所は大佐永富、現況地目は田、転用目的は駐車場及び進入路、契約の種類は売買による所有権移転、価格は記載の通りです。工事期間は許可日から平成32年3月31日です。この申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの条件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。お茶製造業を営む法人が農地を購入し、手狭となった工場の敷地を拡張し、大型車両の駐車場及び進入路を新設するもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり周辺の農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	3月10日に山田委員、後藤推進委員、申請者とで行いました。場所は市道●●●●線、●●信用金庫から約1.5km入った所に大きな茶工場の倉庫が3棟あります。1棟は去年の5月に申請が出て新しく建築したのですがその裏側です。その申請地は何十年も耕作していません。近くの畜産農家が飼料に刈ってくれて保全管理は行っていました。用水路等も原形がないような状況です。転用理由は記載の通りです。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第14号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め2番は許可妥当と致します。続いて議案第14号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番ですが確認を2月26日に行いました。場所は大佐田治部、現況地目は田、転用目的は庫裡及び駐車場、契約の種類は売買による所有権移転、価格は記載の通りです。工事期間は許可日から平成31年12月31日です。建ぺい率は22.16パーセントです。この申請地は農振農用地から除外したもので土地改良事業の施行区域内であることから第1種農地と考えます。現在ある施設は背面及び側面が山林地で前面はJR姫新線の軌道敷があるため老朽化した庫裡の改築工事が困難なためやむを得ず申請地に新たに庫裡を新築し、あわせて参拝者の利便性の向上を図るため駐車場を整備するものであり、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。資金計画ですが土地造成費、建築費は記載の通りで全て借入金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>確認日は3月10日に後藤推進委員、久保木委員と現地を確認しました。場所は旧●●小学校から●●●よりに約700m行った右側にあります。各計画書は揃っており問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第14号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め3番は許可妥当とします。続きまして議案第14号4番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>4番ですが確認を2月26日に行いました。場所は哲多町成松、現況地目は畑3筆です。転用目的は一般住宅、契約の種類は売買による所有権移転、価格は記載の通りです。工事期間は平成31年4月1日から平成31年10月31日です。建ぺい率は23.02パーセントこの申請地は農振</p>

	農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの条件にも該当しない第2種農地と考えます。現在、借家に住んでいますが、家族が増え手狭になったためこの度マイホームを新築するもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり周辺の農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが土地造成費、建築費は記載の通りで全て借入金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
川上委員	3月10日に奥山、鈴江委員と現地を確認しました。場所は●●中学校から西へ約300m行ったところです。市道●●線に隣接した土地です。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第14号4番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め4番は許可妥当と致します。尚4件とも面積が30a以下のため県農業会議への諮問は任意となりますが諮問不要としてよろしいでしょうか。 (はい)
会 長	諮問不要として許可と致します。続きまして議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局から説明をお願いします。
西川主査	今回、新規の貸し付けが15件出ております。 (議案第15号1番～15番を資料により朗読説明) 新規については以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。

	<p>家の周りに3枚、家の前に3枚ありました。問題ないと思います。14番は●●支局から500m手前ですが、川の向こうに●●郵便局がありますがその裏に5筆あります。問題ないと思います。15番は●●●●から約1km行ったところの右側へ ●●という地区へ上がるところに●●コンクリートがあるのですがその手前のところに左へ1枚、右へ2枚です。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>8番、9番についておたずねします。貸付人ですがおじいさんと孫だと思いのですが、これが3町3反で同じ耕作面積が載っているのですが、どっちがどうなのでしょう。</p>
西川主査	<p>ここの耕作面積ですが、同一世帯ですのでこのようになっています。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にごいませんので議案第15号新規の案件について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>再設定が24件出ておりますが、今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

会 長	<p>それでは議決をとります。藤本委員さんは当事者なので外へお願い致します。議案第15号再設定について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。藤本委員さんは入室して下さい。続きまして議案第16号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回9件あります。1番ですが、確認を2月26日に行っています。場所は井倉、現況地目は雑種地、理由ですが昭和27年頃から日鉄鉱業株式会社へ賃貸しており、工場用地の敷地として利用されているというものです。2番ですが確認を2月26日に行っています。場所は上市、現況地目は雑種地、原野2筆です。1筆は40年以上前から自宅への進入路として利用しており、1筆は50年以上前から耕作されておらず、雑草、雑木が生えていて原野になっているというものです。3番ですが、確認を2月25日に行っています。場所は千屋井原、山林、雑種地、原野、合計12筆です。理由ですがこの内6筆は40年以上前に植林し山林となっているというもの、1筆は駐車場、2筆はゴミステーションの敷地として利用されているもの、3筆は40年以上前から耕作しておらず雑草、雑木が生え原野になっているというものです。4番ですが確認を2月25日に行っています。場所は哲多町成松、現況地目は宅地、雑種地の2筆です。理由は30年以上前から1筆は自宅の庭として利用、1筆は駐車場として利用しているというものです。5番ですが2月25日に確認しています。場所は哲多町矢戸、現況地目は原野4筆です。理由ですが15年以上前から耕作されておらず雑草、雑木が生え原野になっているというものです。6番ですが確認を2月25日に行っています。場所は哲西町畑木、現況地目は雑種地、理由ですが20年前頃から駐車場として利用されているというものです。7番ですが確認を2月26日に行っています。場所は哲西町畑木、現況地目は雑種地、理由ですが昭和51年頃に埋立てし、雑種地となっているというものです。8番ですが確認を2月26日に行っています。場所は哲西町矢田、現況地目は宅地、理由ですが昭和49年に倉庫を建築し宅地として利用しているというものです。9番ですが確認を2月25日に行っています。場所は哲西町大野部、現況地目は原野4筆です。理由ですが30年前頃から耕作しておらず、雑草、雑木が生え原野になっているというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

藤澤委員	3月5日に申請者、逸見会長、三輪推進委員、日鉄の職員と確認をしています。場所は●●駅の裏の少し下で今、防護壁が全部出来ています。前は舗装をして通路になっており、その場所もいづらか舗装もしておりますが、舗装と草が生えているような状態で現地を確認しました。
眞壁委員	3月9日に山本推進委員、泉推進委員、3名で調査しました。この書面の通りです。場所は上市●●地内。
小田委員	確認日が3月7日、私と山本委員、3月10日に谷岡委員、山本委員で確認しています。場所は先程と同じで千屋●●線、●●地区の旧スキー場の駐車場に立って、●●●-1は現在駐車場として使われています。●●●と●●●-1、2は現在ゴミステーションで雑種地です。この駐車場から山を見てもらうと直線で約20m歩くと道がないところを歩いて上がらないといけない大変山の奥で木が生い茂っていて山林ということで間違いないと思います。もう1筆●●●は農地でもない、土地でもない、河川ではないかなというところだったので原野として出ているので原野だと思います。間違いないと思います。以上です。
川上委員	3月10日に奥山、鈴江委員と確認しました。議案第13号4番で述べましたところと隣接した土地です。
奥山委員	確認日が2月12日、川上委員、鈴江委員、私で申請者立ち会いのもと確認しました。場所は旧●●の●●支所から約1km南に行ったところで説明通り原野になっていました。以上です。
谷川内委員	確認日は3月4日、奥津委員、三上委員、3名で行っています。場所は●●の駐在所といえますか●●セレモニーのすぐ裏のあたりです。確認をしましたが、駐車場ということですが、車は置いていないですが肥土がない状態で耕作が難しいなということでした。7番ですが同じく3月4日に3名で確認しています。場所は国道182号を●●中学校、●●方面に行くと約1kmのところ●●屋さんがあるんですが、その手前を少し埋めたところがあるのですが、一部残っていたというような雰囲気です。農地ではなく雑種地になっているのを確認しました。9番ですが同じく3月4日に確認しました。●●小学校から●●へ行きまして現在は事務所になっていますが、そこへ三叉路がありまして右へ行き、●●●●線を約2kmのところを右へ上がって行きます。山の奥です。書面の通り雑木が生え、農地としては無理と確認しました。

三上委員	<p>3月4日に谷川内、奥津委員と確認しました。場所は●●分署を左に入り、旧道を少し戻るようにしてすぐ右後ろに県道●●●●線という道があり、少し入った所に●●ライスセンターがあります。その入りかけのところにあります。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第16号1番から9番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。休憩と致します。</p>
	<p>～ 休憩 ～ (10:30 ～ 10:45)</p>
会 長	<p>報告事項に入ります。農地法第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回6件あります。1番ですが確認を2月22日に行っています。場所は上熊谷、現況地目は畑、転用目的は携帯電話無線基地局の設置、転用理由は携帯電話サービス向上を図るためということです。契約の種類は賃貸借権の設定。工事期間は平成31年4月1日から平成31年4月30日です。以下5件ありますが、転用目的、転用理由は同じなので省略させていただきます。2番ですが、2月25日に確認しました。場所は千屋井原、現況地目は田、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成31年4月22日から平成31年6月22日です。3番ですが確認を2月22日に行っています。場所は神郷高瀬、現況地目は畑、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成31年4月23日から平成31年5月17日です。4番ですが確認を2月22日に行っています。場所は神郷高瀬、現況地目は畑、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成31年4月22日から平成31年5月17日です。5番ですが2月25日に確認を行っています。場所は哲多町蚊家、現況地目は畑、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成31年4月1日から平成31年5月31日です。6番ですが確認を2月16日に行っています。場所は哲西町矢田、現況地目は田、契約の種類は賃貸借権の設定で工事期間は平成31年4月1日から平成3</p>

	1年4月30日です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡委員	確認日が3月5日に小西推進委員と行きました。上熊谷の●●商店と郵便局の間位をこちらから行きますと右へ入り、踏切を渡って約5、6kmで●●という集落があります。だいたひ奥へ入るのですがそこへ情報関係のアンテナを建てるということで確認をしています。
小田委員	確認を3月7日に山本委員と確認に行っています。場所は千屋●●●線●●●地区の民家を外れたところの県道沿いにあります。
橋本委員	確認は3月8日に行いました。場所は新見●●線を●●地区を●●●●線地方道に入りまして、県境へ突き当たる400m程手前の●●地区のバス停の上です。左側です。印をしていました。4番ですが先程と同じで●●を●●方面に入りまして、●●バス停というのが●●温泉の手前500mくらいのところにあります。そのバス停を右に入り、部落の集会所があります。その集会所の横です。これも確認日は3月8日です。
奥山委員	確認日は3月10日、川上委員、鈴江委員、私の3人で確認しました。場所は●●という地区から●●の集会所から東へ1kmのところ。目印となる杭が打たれていました。
三上委員	3月4日に谷川内、奥津委員と確認しました。場所は●●●と言われているところですが、国道182号線JA●●支所200mくらい上のところから入って行きますと●●郵便局があります。その手前を左に入って2km程行ったところで、ずっと行きますと右手にりんどうをしている家がありましてそのすぐ右側のところに場所が設けていました。
会 長	続いて法務局照会について事務局から説明をお願いします。
小川局長	1件あります。確認を2月22日に行っています。現況地目は雑種地です。場所は高尾、理由ですが30年以上前に埋め立てし、資材置き場として利用し現在に至るというものです。
会 長	関係地区委員の報告をお願いします。
倉脇委員	2月25日に眞壁委員、溝尾推進委員の3名で確認しています。場所は●●インターから180号線を●●方面400m行った右上の建物裏に

	なります。雑種地になっていました。
会 長	農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	1件出ています。馬塚地内、田1筆、農地改良届による嵩上げで平成31年1月19日までの予定でしたが、工事の遅れということで平成31年4月19日までの変更が出ています。
会 長	この件について関係地区委員の報告をお願いします
眞壁委員	これについては色々ありまして、天候が悪かったということです。 近くに土木会社があるので頼んでいたのですが、公共事業が忙しいということで思うように仕事はかどらなかつたということなので、やむを得ないものと思います。
会 長	完了届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	8件出ています。1番、上熊谷地内、5条による露天資材置き場。2番と3番、上熊谷地内、53条による携帯電話無線基地局。4番、西方地内、4条による共同住宅。5番、坂本地内、4条による農地改良。6番大佐田治部地内、4条による農地改良。7番、神郷釜村、53条による携帯電話無線基地局。8番、哲多町蚊家、携帯電話無線基地局。
会 長	この件について関係地区委員より確認日の報告と補足説明がありましたらお願いします。
谷岡委員	1、2、3番、確認日は3月5日に小西推進委員と行っています。申請どおり出来ていました。
仲田委員	確認日は3月5日に大原委員と行きました。立派なアパートが出来ていました。
眞壁委員	3月9日に泉推進委員と確認に行きました。この通り出来上がっていました。
山田委員	3月10日に確認しました。立派に出来ていました。
橋本委員	3月8日に現場に確認に行きました。無線基地局が出来ていました。

奥山委員	3月10日に川上委員、鈴江委員と確認に行きました。出来ていました。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
小川局長	<p>1件協議願いたいものがあります。3月5日に農地部会を行いまして、議題としましては資料をお配りしていますが、「太陽光パネルを屋根材に利用する農業用ハウスの取り扱いについて」ということで、先般3月5日の農地部会で協議していただき、今、太陽光パネルを屋根材に利用している農業用ハウスにおいて発電をしたいという事案があることに対してどう対応するかということで、このように売電目的の場合と自家消費目的の場合の2通りがあるということでそれぞれ手続きをするようにしています。売電目的の場合は農地転用の申請がいるということで、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の設置について」、自家消費目的の場合は、何らかの確認がいるのではないかとということで「太陽光パネルを屋根材に利用した農業用ハウスでの発電が自家消費であることを確認するための報告書」の別記様式の提出を求めるということです。別記様式につきましては裏面に書いています。「太陽光パネルを屋根材に利用した農業用ハウスでの発電が自家消費であることを確認するための報告書」の様式で、土地所有者、耕作者、それぞれ書いていただきます。内容としては下記の農地に設置している太陽光パネルを屋根材に使う農業用ハウスにおいて自家消費用に発電しますので下記の通り報告します、ということで、1番は農地の所在等、2番は発電目的及び理由、というようなことを書いてもらいます。3番ですが施設の発電能力及び消費電力のバランスで、過大な発電能力があるのでは自家消費とはみなされないということで消費電力の1.5倍までという基準を設けています。4番ですが施工業者の名前を書いてもらいます。添付書類には太陽光パネル、パワーコンディショナーの能力がわかる資料及び電気機器の消費電力がわかる資料、カタログ等、施設の平面図、立面図を添付していただくということを農地部会で協議していただきました。このことについて今回の総会で協議していただければということで提案させていただきました。よろしく願います。</p>
会 長	<p>なぜこういうことになったかと言いますと、農業用ハウスは許可がいりませんが、最初は農業用ハウスのビニールの代わりに太陽光パネルを使いたいということで「それは良いでしょう」という話でした。ビニールより強いから太陽光パネルを使いたいということだったのでそれは良いでしょうということでしてました。それを発電して自家消費するということで、自家消費するのであれば確認して1.5倍以下であれば良いのではな</p>

	<p>いかということです。今度はこれを売電するということになるかと話しが変わってきます。そもそも屋根材にパネルを使うにあたっては2面性があり普通のビニールハウスとは違うので、こういう資料を出さないと問題があるのではないかということでこういう判断になりました。</p> <p>質問がありましたらよろしくお願いします。</p>
倉脇委員	<p>事前という案内がついているのですが全戸に配布ということですか。</p>
会 長	<p>ビニールハウスについては届出はいらぬのです。太陽光パネルを使うのであれば事前に報告がいらぬです。</p>
倉脇委員	<p>土地所有者全戸に対して案内を事前しておくのでしょうか。</p>
会 長	<p>市報か何かで徹底すればと思います。</p>
小川局長	<p>会長が言われたように市報等で広報をして、土地所有者の方へまずその話がいくと思うので、そういう話があったときには事前に農業委員さんへ相談をしていただく流れになると思います。</p>
会 長	<p>3種農地の場合はこれをしなくても転用申請をすれば、許可することができます。その他の農地については、この報告書を提出してもらうことになります。</p>
倉脇委員	<p>そういうこともあると思うので近隣を含め、新見市ではこういう仕組みになっています、という案内を出したらと思います。</p>
小川局長	<p>今後、検討が必要になってくるかも知れません。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。この後賛否を取るのですが、承認になれば午後に現地確認に行くところがありますので、そこでこの通知文を持って行きたいと考えています。他にご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら本案の通り対応することについて賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案の通り対応することに決定致しました。なお、本日午後からの農地部会において、現地確認をするときにこの資料を渡したいと思います。続いてその他について、事務局からありましたらお願いし</p>

	ます。
小川局長	今年度末で安達産業部長が退職されますのでご挨拶お願いします。
安達部長	皆さん失礼致します。 (挨拶 中略) 長い間ありがとうございました。
藤井次長	続きまして次回の総会についてです。前回お知らせしたとおり4月12日(金)南庁舎1階1Cです。5月ですが17日(金)場所は南庁舎1階1Cです。6月は14日(金)を予定させていただいていますが、議会の日程より変更する場合がございます。
西川主査	農地利用状況調査の報酬について。
小川局長	午後からの屋根材に太陽光パネルを利用する農業用ハウスの現地確認について。
会 長	他に皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。 (意見、質問なし)
会 長	ないようでしたら谷岡代理が閉会の挨拶を行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 11 時 15 分)